議 案 第161号

# 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部変更について次のとおり協議する。

関西広域連合規約の一部を改正する規約案

関西広域連合規約(平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ア中「通訳案内士に」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士 (広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。)に」に、「及び第32条(第1 項を除く。)から第34条まで」を「(同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第33条(第1項を除く。)及び第34条(同法第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第54条(第4項を除く。)並びに第55条」に改め、同号中ウを削り、工をウとし、オからクまでを工からキまでとし、同項第7号中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項に規定する試験に関する事務」に改め、同条第2項中「アからウまで」を「ア及びイ」に改める。

別表事業費の部第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費の項中 「第4条第1項第3号アからウまで」を「第4条第1項第3号ア及びイ」に改め、同 部第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費の項中「第4条第1項 第3号エからクまで」を「第4条第1項第3号ウからキまで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号及び

第2項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から 施行する。

# (経過措置)

2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、改正後の関西広域連合規約 第4条第1項第7号に掲げる事務(同号アからウまでに掲げる事務を除く。)の実 施に必要な準備行為をすることができる。

平成29年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

毒物劇物取扱者試験に関する事務等を関西広域連合が処理することとするとともに、規定を整備するため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

#### 関西広域連合規約(抄)

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1)-(2) 省略
- (3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
  - ア 通訳案内士法 (昭和24年法律第210号) に規定する通訳案内士

全国通訳案内士及び地域通訳案内士

に係る登録等に関する事務のうち、

(広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。)

同法第19条から第27条まで<u>及び第32条(第1項を除く。)から第34条まで</u> (同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、

第33条(第1項を除く。)及び第34条(同法第59条においてこれらの規定を準用する場合

に規定する事務

を含む。)、第54条(第4項を除く。)並びに第55条

イ省略

ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条 (第1項を除く。)から第20条まで(法第24条で準用する場合を含む。)に規定する事務

<u>エ</u>-<u>ク</u> 省 略 ウ キ

(4)-(6) 省略

(7) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する准看護師、調理師法(昭和33年法律第147号)に規定する調理師及び製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項に規定する試験に関する事務

アーウ 省略

- (8)-(9) 省略
- 2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア(同項第4号から第8号までに掲げる事務に関 する計画に係る部分に限る。)及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係

るものを、同項第 1 号ア(同項第 2 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)、第 2 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、同項第 3 号(アからウまでに係る事務に限る。)、第 5 号(ア及びイに係る事務に限及びイ

る。) 及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。

# 3 省略

# 別表 (第20条関係)

経費の区分		負担する構成団体		負 拄	旦割 合
省略	省 略	省	略	省	略
事	省 略	省	略	雀	略
業	第 4 条第 1 項第 3 号ア <u>か</u> <b>及</b>	省	略	省	略
費	<u>らウまで</u> に規定する事 <b>びイ</b>				
	務に係る経費				
	第4条第1項第3号 <u>エ</u> か ウ	省	略	省	略
	ら <u>ク</u> までに規定する事務 <del>キ</del>				
	に係る経費				
	省 略	省	略	省	略
	省略				

備考 省 略

(参 考)

### 地方自治法 (抄)

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

### 2-8 省略

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13に おいて準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければなら ない。